

## 日・ASEAN 包括的経済連携協定第一改正議定書

### 1. 「AJCEP 協定第一改正議定書」の交渉経緯と国会提出の背景

「日・ASEAN 包括的経済連携協定」（以下「AJCEP 協定」という。）は、日本と東南アジア諸国連合（ASEAN）<sup>1</sup>の全構成国との間の経済連携協定（EPA）であり、2008 年 12 月から 2010 年 7 月までに全締約国間で順次発効した。AJCEP 協定は、物品貿易の自由化・円滑化、原産地の累積を可能とする原産地規則、知的財産等の広範な分野における経済的協力の推進等を規定し、日・ASEAN 間の互恵的な経済関係、域内全体の生産ネットワーク等の強化に貢献してきた。ただし、サービスの貿易及び投資の自由化・円滑化を図る規定の導入については交渉を継続する旨を定めていた（第 50 条及び第 51 条）。

日本と ASEAN 構成国は 2010 年 10 月、サービスの貿易及び投資に関する規定について交渉を開始した。自由化の水準等をめぐる各国の思惑の違いから交渉は長期化したが、2015 年 11 月にサービスの貿易の交渉の終了を、2016 年 9 月に投資の交渉の終了をそれぞれ確認し、2017 年 11 月 12 日の日・ASEAN 経済大臣会合（フィリピン）において交渉の妥結を確認した。その後、「AJCEP 協定を改正する第一議定書」（以下「本改正議定書」という。）について日本側は河野外務大臣（当時）が 2019 年 2 月 27 日に、ASEAN 側は各国代表者が同年 4 月 24 日までにそれぞれ持ち回りで本改正議定書に署名した。

2020 年 2 月 28 日、日本政府は ASEAN 構成国との経済連携の強化を通じた関係全般の一層の緊密化に向け、本改正議定書（閣条第 3 号）を第 201 回国会（常会）に提出した。

### 2. 本改正議定書の主な内容

本改正議定書は、AJCEP 協定のサービスの貿易章及び投資章に関連規定を追加すること等を規定している。以下、主な内容を紹介する。

#### （1）サービスの貿易（金融・電気通信サービスを含む）及び自然人の移動

本改正議定書の第 4 条は、AJCEP 協定の第 6 章（サービスの貿易）を改正し、国境を越えるサービスの提供<sup>2</sup>について、サービス提供者数の制限等の禁止（改正後の AJCEP 協定第 50.17 条（以下括弧内は同協定の条文等を指す。）、他の締約国のサービス提供者に対する最恵国待遇（第三国の投資家等に与える待遇よりも不利でない待遇、第 50.3 条）及び内国民待遇（自国の投資家等に与える待遇よりも不利でない待遇、第 50.18 条）の付

<sup>1</sup> 域内の経済協力強化を目的に 1967 年に設立された東南アジア 10 か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナム）による地域共同体。

<sup>2</sup> サービスの貿易の態様は、①越境取引（例：海外在住の弁護士から電話で法務アドバイスを受ける）、②国外消費（例：観光客等による現地消費（宿泊等））、③商業拠点（例：海外支店を通じたサービスの提供）、④人の移動（例：外国アーティストの招へい）の 4 つに分類される（改正後の AJCEP 協定第 50.1 条（v））。

与、規制の透明性の促進（第 50.4 条）等を定めることとしている。加えて、同章を補足する規定として、「金融サービス」の透明性、情報の移転及び処理等に関するルール（第 6 章の附属書 A）、「電気通信サービス」のアクセス及び利用、相互接続等に関するルール（同章の附属書 B）等の各サービスの特性や重要性を踏まえた規定を設ける旨も定めている。

その上で、第 6 章は自由化の仕組みとして、①内国民待遇等の一定の規定については、各締約国が規定を適用する分野・条件等を附属書に列挙する「ポジティブ・リスト方式」を（第 50.20 条 1、附属書 6）、②最恵国待遇については各締約国が規定の適用を留保（免除）する措置・分野等を附属書に列挙する「ネガティブ・リスト方式」をそれぞれ採用している（第 50.3 条 2、附属書 7）<sup>3</sup>。A J C E P 協定及び「A S E A N 構成国と締結済みの二国間 E P A」（以下「既存の E P A」という。）では規定の内容に応じて自由化の仕組みを区別している。しかし、上記②の方式は①の方式と比較して規制の現状や根拠法令を明確にできる点で透明性・予見可能性が高いことから、日本が A S E A N 以外と締結済みの E P A の多くでは規定の内容に関わらず、「ネガティブ・リスト方式」が採用されている。

また、本改正議定書の第 5 条は「自然人の移動」（第 6 章の 2）を新たに組み込むことを規定し、他の締約国の自然人（短期の商用訪問者、企業内転勤者等を含むことができる）に入国及び一時的な滞在を許可すること等を定めている（第 50 条の 2 の 4、附属書 9）。

本改正議定書のサービスの貿易（金融・電気通信サービスを含む）及び自然人の移動に関するルールには、W T O 協定の「サービスの貿易に関する一般協定」（G A T S）及び既存の E P A における自由化内容を上回る規定が含まれている。併せて、本改正議定書において A S E A N 構成国が一定の自由化を約束したサービスの分野等には、既存の E P A よりも自由化を行う内容が拡充されているものも含まれている。さらに、本改正議定書は、カンボジア、ラオス及びミャンマーとの間においては、サービスの貿易（金融・電気通信サービスを含む）及び自然人の移動について規定する初めての E P A となる（表を参照）。

## （2）投資

本改正議定書の第 6 条は、A J C E P 協定の第 7 章（投資）を改正し、既存の E P A や投資協定と同様に、投資財産の設立段階及び設立後の内国民待遇（第 51.3 条）、投資家に対する特定措置の履行要求の原則禁止（第 51.5 条）等を保障する「自由化型」のルールを設けることとしている<sup>4</sup>。その上で、同章は「ネガティブ・リスト方式」による自由化を規定している（第 51.7 条、附属書 10）。ただし、当該附属書は現時点で未作成となっており、本改正議定書の発効後に作成に向けた協議を開始することとしている（第 51.23 条）。

また、公正衡平な待遇・十分な保護（第 51.4 条）、正当な補償等を伴わない収用の禁止（第 51.9 条）等の投資保護規律に加え、投資家が損害を受けた場合の「投資家と国との間の紛争解決手続」（いわゆる「I S D S 手続」）を設けることとしている（第 51.13 条）。

上記のうち、既存の E P A に I S D S 手続の規定がないフィリピンとの間ではその利用が可能となるなど、既存の E P A 等の内容を補完する規定が含まれている（表を参照）。

<sup>3</sup> ただし、A S E A N 側は最恵国待遇の適用免除を規定しており、附属書を作成していない（第 50.3 条 3 等）。

<sup>4</sup> ただし、最恵国待遇については、その適用に向けた討議の開始が規定されるにとどまった（第 51.23 条 9）。

表 本改正議定書におけるASEAN構成国側の自由化約束の拡大例

	サービスの貿易（注1、2） （金融・電気通信サービス及び自然人の移動を含む）	投資（注1、3）
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> <li>排気ガスの清浄化サービス：二国間EPAで自由化を約束していなかったが、外資出資率100%まで認めることを約束</li> <li>企業内転勤者：二国間EPAで2年以内としていた滞在期間を3年以内とすることを約束</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二国間EPAに未規定の役員国籍要求の禁止やパブリックコメント努力義務を規定</li> </ul>
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住施設を伴う高齢者・障害者向けの福祉サービス：二国間EPAで自由化を約束していなかったが、外資出資率51%まで認めることを約束</li> <li>企業内転勤者：二国間EPAで5年以内としていた滞在期間を10年以内とすることを約束</li> <li>自由職業者：二国間EPAで3年以内としていた滞在期間を10年以内とすることを約束</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二国間EPAに未規定の輸出要求や役員国籍要求の禁止を規定</li> <li>二国間EPAは内国民待遇等の一定の義務違反についてISDS手続の利用を除外していたが、このような制限を設けず</li> </ul>
ブルネイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>外食サービス：二国間EPAで自由化を約束していなかったが、外資出資率30%まで認めることを約束</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二国間EPAに未規定の輸出要求、国内販売制限及び役員国籍要求の禁止を規定</li> <li>二国間EPAは投資の設立段階に係る義務違反についてISDS手続の利用を除外していたが、このような制限を設けず</li> </ul>
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度中等教育サービス：二国間EPAで自由化を約束していなかったが、外資出資率100%まで認めることを約束</li> </ul>	
タイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>集合住宅サービス（マンション等の賃貸・管理）：二国間EPAで自由化を約束していなかったが、外資出資率70%まで認めることを約束</li> <li>コンピュータ保守・修理サービス：二国間EPAで50%までとしていた外資出資率を70%まで認めることを約束</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二国間EPAに未規定の国内販売制限や役員国籍要求の禁止を規定</li> <li>二国間EPAではポジティブ・リストを採用していたが、ネガティブ・リストを採用</li> </ul>
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> <li>外食サービス：二国間EPAで自由化を約束していなかったが、外資出資率51%まで認めることを約束</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二国間EPAは内国民待遇等の一定の義務違反についてISDS手続の利用を除外していたが、このような制限を設けず</li> </ul>
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電所建設・運営サービス：二国間EPAで自由化を約束していなかったが、外資出資率100%まで認めることを約束</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二国間EPAに未規定のISDS手続を規定</li> </ul>
カンボジア	<ul style="list-style-type: none"> <li>GATSと同等レベルの自由化を約束</li> </ul>	
ラオス	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信コンサルティングサービス（越境取引）：GATSで自由化を約束していなかったが、日本から提供されるサービスについて一定の自由化を約束</li> <li>同行する配偶者・子：GATSで自由化を約束していなかったが、日本から入国する企業内転勤者と同一の滞在期間を約束</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二国間EPAは原材料調達要求、輸出要求等の禁止に一定の留保を付していたが、このような制限を設けず</li> <li>二国間投資協定に未規定のパブリックコメント努力義務を規定</li> </ul>
ミャンマー	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育サービス：GATSで自由化を約束していなかったが、日本から提供されるサービスについて一定の自由化を約束</li> <li>通信、建設、金融サービス等：GATSで自由化を約束していなかったが、外資出資率を一定の条件の下で100%まで認めることを約束</li> <li>短期の商用訪問者：GATSで自由化を約束していなかったが、70日以内の滞在期間を約束</li> </ul>	

注1 シンガポール、マレーシア、ブルネイ及びベトナムとは二国間EPA及び「包括的・先進的TPP協定」（CPTPP）を締結済みであるが、本表ではAJCEP協定と二国間EPAとの比較を記すこととする。ただし、基本的にCPTPPはAJCEP協定及び二国間EPAと同等以上の自由化を約束している場合が多く、本表に記した内容が各国の市場アクセスの改善約束の中で最も有利な条件とは限らない。

注2 タイ、インドネシア及びフィリピンは二国間EPAとの比較、カンボジア、ラオス及びミャンマーはGATSとの比較

注3 タイ、インドネシア及びフィリピンは二国間EPAとの比較、カンボジア、ラオス及びミャンマーは二国間投資協定との比較

（出所）外務省資料及び経済産業省資料等を基に筆者作成

### 3. ASEAN構成国との経済連携強化に向けた課題

日・ASEAN構成国間においては、既存のEPAや投資協定に加え、サービスの貿易及び投資のルールを含むAJCEP協定が整備されることとなった。また、シンガポール等との間では「包括的・先進的TPP協定」（CPTPP）等も利用可能であるほか、ASEANを軸とするアジア太平洋地域16か国による「東アジア地域包括的経済連携」（RCEP）交渉も大詰めを迎えている。多様な内容・水準の通商ルールが重層的に構築される中、サプライチェーン（供給網）の効率化・最適化に資するよう、ASEANに進出する日本企業の業種・方針等を踏まえたより戦略的な協定の活用支援に努めていく必要がある。

かみたにだ すぐる  
（上谷田 卓・外交防衛委員会調査室）